

那須塩原市農業委員会

第25回総会議事録

令和7年6月25日(水)

いきいきふれあいセンター 大会議室

1. 開催日時：令和7年6月25日（水）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	5	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：議席番号16番 菊地 瞳委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号20番 白井 通委員、1番 石崎 清委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 7) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 8) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第25回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、菊地 瞳委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め議席番号20番白井通委員と1番石崎清委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。 番号1番について、白井通委員の報告を求めます。
白井通委員	議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第3条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、6月23日、午前9時20分頃代理人から行いました。 願い出人が申し出に至った経緯は、競売物件でフィルム型太陽電池を利用したエネルギー独立型の農業ハウス研究及び開発を行う場所として入札に参加したく申請に至りました。競売地の耕作予定は、利益を得るものではありません。ただ、開発時点でハウス内に作物を栽培することはあります。 作物は、ズッキーニ、ブロッコリー、そら豆などです。 調査の結果、農地として引き続き耕作されることが見込まれます。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 議案第2号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番について、白井通委員の報告を求めます。
白井通委員	議案第2号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 競売への参加目的は製品置場用地としての利用です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。 願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、願い出地を製品置場として利用する内容となっています。 上下水道は利用せず、敷地内砂利敷きとし雨水排水は自然浸透処理とします。 現地調査は、6月23日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番及び3番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第2号、番号2番について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

競売への参加目的は駐車場用地及び資材置き場用地としての利用です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。

願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、願い出地を駐車場及び資材置場として利用する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

現地調査は、6月23日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては証明相当として報告を終わります。

議案第2号、番号3について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

競売への参加目的は資材置場用地としての利用です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。

願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、願い出地を資材置場として利用する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

現地調査は、6月23日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、農地転用は可能であるとして、願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井喜美郎委員の報告は証明相当ですが御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井喜美郎委員の報告は証明相当ですが御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

番号4番について、秋元誠委員の報告を求めます。

秋元誠員

議案第2号、番号4番について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

競売への参加目的は駐車場用地としての利用です。

願い出内容は、議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。

願い出地の立地状況は、願い出地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、願い出地を駐車場として利用する内容となっています。

上下水道は利用せず、敷地内砂利敷とし雨水排水は自然浸透処理とします。

現地調査は、6月23日、午前9時20分頃に行いました。

	調査の結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。地元調査員及び現地調査班としては証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については証明することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
斎藤栄委員	番号１番について、斎藤栄委員の報告を求めます。 議案第３号、番号１番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、６月１０日、午前１１時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、旧金沢小学校より東へ約３００メートル及び５００メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が高齢、８４歳となったことから、長男である譲受人へ贈与するための申請です。 譲受人が所有する農地の利用状況は、農地９５アール、田んぼ８２アール、畑１３アールに水稻、野菜を作付けしております。申請地の耕作予定は、水稻です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
議長	また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号１番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
君島良一委員	番号２番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第３号、番号２番について報告します。農地に賃借権を設定する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、６月１５日、午後１時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市役所塩原支所より南へ約２キロメートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、自宅に隣接していて、利用休止している雨除けハウスが設置されている申請地を賃借し、規模拡大を図るための申請です。 譲受人が所有する農地の利用状況は、耕作面積７９０アール、トラクター４台、播種機２台、バックローダー各１台を所有して、常時労働として３人、臨時雇用者で年間延べ６００人程度、ほうれん草を耕作しています。 申請地の耕作予定は、ほうれん草を耕作することとしております。
議長	調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号２番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号２番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
白井通委員	次に、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１番について報告します。 住宅敷地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

	申請地は、那須塩原市役所本庁より西へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、息子の住宅建築のため測量をしたところ、申請地が農地であることを知り、改めて申請に至りました。申請人は、平成25年に相続により申請地を取得しました。また、転用の許可を得ることなく平成3年頃から宅地の一部として利用してしまいました。今後このようなことが二度と無いようお詫び申し上げますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で住宅敷地拡張をする内容となっております。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透とします。 周囲の農地との間に植栽があるため、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、6月23日、午前9時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
樋江栄作委員	番号2番について、樋江栄作委員の報告を求めます。 議案第4号、番号2番について報告します。 アパートとして転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、将来の資産形成及び土地の有効活用を検討した結果、利便性が高く、首都圏にもアクセスしやすい申請地にアパートの賃貸経営をしたいと考え本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地でアパートを建築する内容となっております。 上水道は市の施設を利用し、污水排水は浄化槽処理とし、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、6月20日、午前10時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
君島良一委員	番号3番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第4号、番号3番について報告します。 賃貸住宅（戸建て）として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より東へ約700メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在不動産業を営んでおり、自宅周辺にマンションやアパート等の共同住宅を所有していますが、今後の相続税対策のため、将来の世帯数減少や多様な入居希望者の要望に応じられる戸建て4世帯分の共同住宅を建築する申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で賃貸住宅（戸建て）を建築する内容となっております。 上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内浸透処理とします。

	周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、6月23日、午前10時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
槌江栄作委員	議案第4号、番号4番について報告します。 敷地拡張として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、東北自動車道西那須野塩原インターより南へ約500メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は申請地に隣接した住居兼店舗に居住しております。申請地はすでに来客駐車場と倉庫用地として一体利用しておりました。隣接地の売却にあたり、申請地が農地であることが判明したことから本申請に至りました。 また、転用の許可を得ることなく倉庫を建築及び進入路として利用してしまいました。今後このようなことを二度と起こさぬよう、各法律を理解して参りますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で敷地拡張をする内容となっております。 上下水道は利用せず、敷地内砂利敷きとし、雨水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、6月20日、午前10時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
君島良一委員	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第5号、番号1番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所本庁より南西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、市内中心部で周辺は宅地化が進行しており、近隣には商業施設が多数立地していることから、需要が見込まれるため、宅地分譲3区画を行うための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲地を造成する内容となっております。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、6月23日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》

	無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
秋元誠委員	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第5号、番号2番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、リゾートホテル事業、アパート事業、不動産事業を行っており、現在は、黒磯板室インター付近の借地を従業員の送迎の拠点として、自社のマイクロバスで送迎しています。今回、資産管理、経営管理の観点から新たに送迎拠点の用地を取得し、継続的に利用するため、今回の申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、鉄道の駅の周囲概ね1キロメートル以内の区域にある第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。 申請地は全面砂利敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。 隣接農地より低く造成することで、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、6月23日、午前10時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号2番について、事務局から補足願います。 番号2番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
秋元誠委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 続けて、番号3番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 賃貸借により、砂利採取場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、戸田自治公民館より北西へ約1.8キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、当該土地所有者から、地表付近まで切り込み砂利の地層があり、耕作に支障があるため、砂利採取後に良質な土砂で埋め戻す計画となったため、今回の申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて砂利採取をする内容となっています。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 現地調査は、6月23日、午前10時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号3番について、事務局から補足願います。 番号3番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日または、砂利採取法

議長	の許可日のいずれか遅い日となります。以上です。 報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
松本忠太委員	無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号4番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第5号、番号4番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。申請人の関係は孫にあたります。 申請地は、狩野公民館より南東へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、賃借人は現在市内の借家に居住しているが、農作業やお互いの生活のサポートのため、高齢の祖父母や両親が住む実家の隣接地に、住宅を新築するため本申請に至りました。 申請地の立地状況は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、汚水排水は集落排水本管へ接続し、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、6月20日、午前10時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
月井喜美郎委員	異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 番号5番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。 議案第5号、番号5番について報告します。 贈与により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所本庁より東へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は借家に住み、手狭になっており、長男でもあることから、実家の農業後継者となり、今後の子育て支援を希望して実家の隣接地での住宅新築を計画し申請に至ったものです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透枳及び自然浸透にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、6月23日、午前9時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。 番号6番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員	議案第5号、番号6番について報告します。 売買により資材置場及び運搬集積所として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約1.1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、鉄骨組み立て補修を営んでおり、関東周辺を中心にビル、橋梁の建築、建設のための鉄骨部品の組み立てを行っておりますが、組み立てた製品を保管する場所、運搬集積場所が不足しており、要望に対応できない状態のため、製品保管、運搬集積所の確保が必要なために今回の本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張のための転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に資材置場及び運搬集積所を造成する内容となっております。 上下水道は利用せず、雨水排水は雨水浸透池にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、6月20日、午前11時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号6番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 番号7番について、君島良一委員の報告を求めます。
君島良一委員	議案第5号、番号7番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北東へ約500メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は現在、妻と子供3人で宿舎に居住していますが、以前から妻の実家に近い埼玉小学校へ子供を入学させたいという思いと、将来両親の面倒を看ることができる実家に近い本申請地に住宅を建築するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、6月23日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。 番号8番について、一戸養子委員の報告を求めます。
一戸養子委員	議案第5号、番号8番について報告します。 売買によりアパートとして転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より西へ約1キロメートル位置しています。 申請に至った経緯は、申請地の周辺は、国道4号線に近く、市街地化しており、申請

	地は近年、除草管理をしてきました。現在、譲受人は那須塩原市と白河市において、アパートを経営しており、事業拡大のためのアパートを更に建築しようと立地条件に最適であることから申請に至りました。 申請地の立地条件は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、6月20日、午前10時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。
君島良一委員	番号9番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第5号、番号9番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市役所本庁より西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、不動産業を行っておりますが、立地条件の良い申請地を宅地分譲するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に更地分譲地を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し敷地は山砂敷きとし雨水排水は地下浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、6月23日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号9番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。
一戸養子委員	番号10番について、一戸養子委員の報告を求めます。 議案第5号、番号10番について報告します。 賃貸借により現場事務所駐車場及び資材仮置場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は那須塩原市役所塩原庁舎より南東へ約1.3キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、栃木県発注の砂防堰堤工事のため、現場事務所及び駐車場として使用するための一時転用申請です。工事現場の周辺は、山間地で、急な斜面が続く中、申請地は、工事箇所隣接し、平坦な地形であることから、利便性などを考慮し申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、栃木県発注の砂防堰堤工事のための現場事務所、駐車場及び資材仮置場とする内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 現地調査は、6月20日、午前9時40分頃に行いました。

	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 秋元誠委員	報告が終わりました。番号10番について、質疑、御意見はございますか。
	事業概要のところの工事開始が4月7日になっているのですが、許可前に始まったということなのでしょう。
上野農地係長	ただ今の質問にお答え申し上げます。公共工事の場合、入札後、契約から工事開始まで期間がないことから、一時使用届という届出を提出していただいております。そちらについては、3カ月間の間だけ一時使用届を出していただいて、その3カ月を超える工事の場合には、今回のような一時転用の申請をしていただくというような流れになってございます。以上です。
秋元誠委員	一時使用届が終わってからじゃなくて、使用届の開始時から許可を受けたという形になるのですか。
上野農地係長	許可については、あくまでも許可日からです。使用届については、工期の開始日を許可日としてしまうと公共工事が立ち行かなくなってしまうことから、一時使用届を出していただいております。こちらに書いてあります事業の概要の中の期間については、使用届の分も含んで書いてございますので、この日付となっております。以上です。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。
	無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。
	次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第6号について説明します。
	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。議案書13ページ、14ページが「賃借権設定」の案件で8件、合計面積が20,398平方メートルとなります。続いて、15ページが「所有権移転関係」の案件で2件、合計面積が21,950平方メートルとなります。
	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第6号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
	次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
上野農地係長	報告第1号、会長専決処分の報告について説明いたします。
	追加資料16ページをご覧ください。
	県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、5月中旬に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で、常設審議委員会の答申日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》
	意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。
	次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第2号、農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。

議長 追加資料 17 ページをご覧ください。
この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第 3 条の 3 の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
5 月の届出の状況につきまして御報告するものです。
5 月は相続を原因とした権利移動の届出を 3 件受理いたしました。
いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第 2 号を終わりにします。
以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重に御審議いただきありがとうございました。
これをもちまして、那須塩原市農業委員会第 25 回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

20番

議席番号

1番
